

上天草市公金（税・料等）のキャッシュレス決済及び コンビニエンスストア収納代行業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 委託目的

上天草市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と市民等の納付しやすい環境整備を図るため、市税等の納付方法の拡充策として、スマートフォン等のアプリを使用したキャッシュレス決済（以下「キャッシュレス決済」という。）及びコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）収納代行業務を民間業者に委託します。

2 契約方法

キャッシュレス決済及びコンビニ収納代行業務は、納付者の利便性と蓄積された専門知識、収納資金の安全かつ確実な管理が必要なことから、公募型プロポーザル方式で業者選定を実施します。

3 委託する業務内容等

（１） 委託業務名

上天草市公金（税・料等）のキャッシュレス決済及びコンビニエンスストア
収納代行業務

（２） 業務の内容

別紙「上天草市公金（税・料等）のキャッシュレス決済及びコンビニエンス
ストア収納代行業務委託に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）のとお
り。

（３） 委託業務の対象

- ア 市県民税（普通徴収）
- イ 固定資産税
- ウ 軽自動車税
- エ 国民健康保険税（普通徴収）
- オ 介護保険料（普通徴収）
- カ 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- キ 保育料及び副食費（公立分）
- ク 市営住宅使用料

ケ コミュニティプラント使用料

コ 土地使用料

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

ただし、契約締結日の翌日から令和4年1月31日までは準備期間とし、収納代行業務は令和4年2月1日からとする。

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(6) 見積上限額（消費税及び地方消費税を含まない）

ア 月額基本手数料 30,000 円／月

イ 確報データに基づく収納1件当たりの取扱手数料 58 円／件

(7) 取扱想定件数

令和元年度口座振替件数 73,743 件

窓口収納件数 93,076 件 合計166,819 件

年間取扱件数（10%程度）年間17,000 件を想定

契約期間中 42,600 件

（令和3年度100 件、令和4年度8,500 件、令和5年度17,000 件、令和6年度17,000 件）

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第225号）に基づく生産の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第22条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている者でないこと。
- (5) 国税、都道府県民税及び市町村民税に未納がないこと。
- (6) 個人情報等の漏えいに関する重大な事故を起こしていないこと。
- (7) 個人情報の漏えい、滅失、き損、または改ざんの防止、その他の個人情報の適正な保護及び管理のため必要な措置を講じていること。具体的に関係法令を

遵守し、公金の収納業務において安全かつ安定的な運用が将来にわたり確保できること。

- (8) 個人情報保護の観点から、データ運用の安全対策の証として、一般財団法人日本情報処理開発協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を受けていること、又は一般財団法人日本情報処理開発協会が行う情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること。
- (9) 過去2年間に1年以上継続して、地方税、国民健康保険税（料）、介護保険料等の公金収納業務受託の実績を3件以上有していること。
- (10) コンビニについては、株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ファミリーマート、株式会社ローソン、山崎製パン株式会社、ミニストップ株式会社、国文グロースーズチェーン株式会社、株式会社ポプラ、株式会社セイコーマート、株式会社しんきん情報サービス（マルチメディアキオスク設置店）を含む9社以上、かつ、キャッシュレス決済については、PayB 決済サービス、LINEPay 請求書支払い、PayPay 請求書払い、楽天銀行コンビニ支払いサービスを含む4社以上と提携していること。
- (11) 次の契約形態に対応できること。
 - ア 上天草市と収納代行業者との二者間契約
 - イ 上天草市と収納代行業者及びコンビニ本部との三者間協定
 - ウ 上天草市と収納代行業者及びキャッシュレス決済事業者との三者間協定
- (12) 収納データ運用体制については、すでにシステムが構築されており、収納から委託者への払込までの状況を正確に記録し、提出することができ、また収納金を安全かつ速やかに委託者が指定した日までに指定金融機関に払い込むことができる能力を有していること。
- (13) 各コンビニ、コンビニ本部、キャッシュレス決済事業者、受託者における収納金の確保時に事故があった場合、十分な保全が図られること。また必要に応じて直ちに委託者へ担当者を派遣できること。
- (14) 収納に関する情報を電子計算機により管理し、その電磁記録を提供することができること。
- (15) 受託者と各コンビニ、コンビニ本部、キャッシュレス決済事業者との連携の体制及び連絡先が明確になっていること。
- (16) 委託者が行う定期及び臨時検査について、入金された収納金の出入金関係帳簿の提示及び保管されている領収済通知書（納付済通知書）及び原符の検査に対して、速やかな協力体制が確立されていること。
- (17) 受託者は、収納された収納金を委託者に払い込む一義的な債務を負い、破綻リスクに対して、履行保証保険の締結等により公金の安全管理対策を講じていること。

- (18) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (19) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらの許可等を受けていること。

5 プロポーザルに係る実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和3年1月21日（木）から令和3年2月17日（水）まで

(2) 配布場所

上天草市ホームページから直接資料のダウンロードを行うこと。ただし、これにより難しい場合は、次の場所にて資料を配布する。

熊本県上天草市大矢野町上1514番地

上天草市役所会計課（以下「主管課」という。）

※ 主管課での配布については、配布期間中の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 配布資料

ア 上天草市公金（税・料等）のキャッシュレス決済及びコンビニエンスストア
収納代行業務委託公募型プロポーザル実施要領

イ 仕様書

ウ 質問書（様式第1号）

エ 参加表明書（様式第2号）

オ 企画提案書（様式第3号）

カ 業務実績調書（様式第4号）

6 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式第1号）

(2) 提出期限

令和3年2月1日（月）午後5時

(3) 提出場所

主管課

(4) 提出方法

質問書は、電子メールで提出することとする。

なお、電話、来庁等による口頭での質問は、受け付けない。

（電子メールアドレス：kaikai-atmark-city.kamiamakusa.lg.jp）

※ 上記電子メールアドレスに関し、スパムメール対策として「@」を

「-atmark-」と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年2月8日（月）までに、上天草市ホームページに掲載する。

7 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、(1) 及び (2) に掲げる書類（上天草市の指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては、(1) 及び (2) アに掲げる書類）を (3) の期限までに提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式第2号）

(2) 添付書類

ア 会社概要

イ 登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可。）

ウ 国税、都道府県税及び市区町村税に未納がない証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可。）

(3) 提出期限

令和3年2月17日（水）午後5時

(4) 提出場所

主管課

(5) 提出方法

提出書類は、紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く。）受け付ける。郵送の場合は、郵送用の封筒の裏面に「上天草市公金（税・料等）のキャッシュレス決済及びコンビニエンスストア収納代行業務委託（参加表明）」と朱書の上、郵便書留により提出すること。

8 企画提案書等の提出

7 (1) の参加表明書を提出した者（以下「参加表明者」という。）は、(1) に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類（原則A4版、長編綴じ印刷）

ア 企画提案書（様式第3号）

イ 業務に対する企画提案（任意様式）

提案項目	提案内容
1 会社概要	・会社概要（所在地、名称、代表者名、設立年月日、沿革、資本金、

	従業員数、支店・営業所数、業務内容等)
2 受託実績	・ 税・公金等の収納業務受託実績 ・ 電気・ガス・電話料金等の公共料金の収納業務受託実績
3 安全管理	・ 収納金の保護対策（収納金の管理状況、公金保証のための保険加入状況、その他保証対策） ・ コンビニ本部、キャッシュレス決済事業者における収納金の保護対策（収納金の管理状況、公金保証のための保険加入状況、その他保証対策）
4 運用体制	・ 公金収納業務への取組方針及び執行体制 ・ 通常及び緊急時の連絡体制等 ・ 導入に係る支援体制 ・ 契約形態
5 仕様	・ 提携するコンビニ・キャッシュレス決済事業者 ・ 収納データ及び収納金入金スケジュール（速報データ、確報データ、入金日のスケジュール） ・ 収納データ伝送方式 ・ 伝送ファイルレコード（伝送端末の仕様・機能、文字コード） ・ 収納データ取得方法、取得可能期間（収納データの再取得含む）
6 個人情報	・ 個人情報保護及びセキュリティ対策（情報保護に関する認証の取得状況等、その他具体的な取り組み） ・ コンビニ及びコンビニ本部、キャッシュレス決済事業者の個人情報保護、セキュリティ対策、指導監督内容。
7 経費	・ 基本料金（消費税別） ・ 取扱一件当たりの取扱手数料（消費税別）
8 その他	・ その他、特にアピールできる事項。

ウ 見積書（任意様式）及び見積書に係る積算内訳書（様式第4号）

見積書及び委託期間中の見積総額が分かる積算内訳書を作成すること。

(2) 提出期限

令和3年2月17日（水）午後5時

(3) 提出場所

主管課

(4) 提出方法

提出書類は、紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く。）受け付ける。郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「上天草市公金（税・料等）のキャッシュレス決済及びコ

コンビニエンスストア収納代行業務（企画提案書）」と朱書の上、郵便書留により送付すること。

(5) 提出部数

8部

9 審査方法

本プロポーザルの審査は、別に設置する「上天草市公金（税・料等）のキャッシュレス決済及びコンビニエンスストア収納代行業務委託公募型プロポーザル設置審査会」（以下「審査会」という。）において、応募資格要件及び企画提案書による書類審査の実施を経て、最も優れた提案を行った者を契約予定者として選定する。

なお、審査の過程で、提案書等の内容につき当市から質問することがある。プレゼンテーションについては行わない。

※ 参加者が1者のみであった場合でも、審査会において妥当であると判断された場合は、受託候補者として選定する。

(1) 審査項目及び評価基準

別表「審査項目及び評価基準」のとおり

10 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後、全提案者に郵送又は電子メールにて通知する。

なお、審査結果の公表は、行わない。

11 スケジュール

本業務に係るスケジュールは、次のとおりとする。

内容	日程
公告	令和3年1月21日（木）
質問書の提出期限	令和3年2月 1日（月）
質問書の回答	令和3年2月 8日（月）
参加表明書及び企画提案書等の提出期限	令和3年2月17日（水）
企画提案書等の審査（書類審査）	令和3年2月24日（水） 予定
審査結果通知	審査後速やかに実施
契約予定日	令和3年3月 8日（月）

12 企画提案者の失格

次のいずれかに該当するときは、その企画提案者を失格とする。

(1) 企画提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

- イ 公平な審査を阻害する行為があったとき。
- (2) 企画提案書が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 提出方法、提出場所及び提出日が示された要件に適しないとき。
 - イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適しないとき。
 - ウ 見積額が見積限度額の範囲を超過したとき。
 - エ 審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかったとき。

1 3 契約締結

(1) 契約手続

審査の結果、契約予定者となった者については、主管課と提案内容の詳細について協議をし、市がこれに基づいて決定した予定価格の範囲内で市と契約手続を行うこととする。

なお、契約締結に至らない場合は、次点者と契約手続のための協議を行うこととする。

(2) 契約保証金

本業務の受託者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付する必要があるが、上天草市契約規則（平成16年上天草市規則第36号）第29条に該当する場合は契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1 4 その他留意事項

- (1) 提出期限経過後の提出書類の差し替え及び再提出は、認めないものとする。
- (2) 1参加者につき1提案とし、提出書類の返却は、しないものとする。
- (3) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加表明者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書を受理した後の企画提案者による加筆及び修正は、認めないものとする。
- (5) 企画提案及び契約手続において用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

1 5 問合せ先

〒869-3692

熊本県上天草市大矢野町上1514番地

上天草市役所会計課（担当：加藤）

電話 0964-26-5529（直通）

ファクシミリ 0964-56-2121

電子メールアドレス kaikai-atmark-city.kamiamakusa.lg.jp

※ 上記メールアドレスに関し、スパムメール対策として「@」を「-atmark-」と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。

別表「審査項目及び評価基準」

No.	項目	内容	配点
1	実績	受託実績（税・公金）	5
2	運用	連携コンビニ・キャッシュレス決済事業者数	20
		データ提供スケジュール	5
		入金スケジュール	5
		データ再取得方法	5
3	業務体制	運用開始までの協力・支援体制	5
		緊急時の対応	5
4	安全管理	公金の安全管理対策	5
		収納金の保護対策	5
5	その他	新規の取扱コンビニ・キャッシュレス決済の拡張性	10
		解約による契約期間満了後の対応（収納金・データ送付）	5
		その他、特別に評価すべきもの	5
6	経費	契約期間総見込費用の合計額（基本料金／月、取扱手数料／件）	20
各審査項目が記載されているページ番号を一覧表にしたものを提出するものとする。 （任意様式）			

○評価方法

- 評価は、上天草市公金（税・料等）のキャッシュレス決済及びコンビニエンスストア収納代行業務委託公募型プロポーザル審査会で行う。審査方法は、企画提案書等の書類についてあらかじめ定めた審査項目及び評価点に基づいて評価を行う。
- 審査委員1人当たり100点満点、最低基準点を50点とし、各審査委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
ただし、合計点が最も高い提案者であっても、各審査委員の合計点が最低基準点に審査委員数を乗じた点以上の点を得られなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。
- 各審査委員が1により採点した点数を基に順位付けを行い、その順位を点数として、合計点が最も高い者を受託候補者とする。
- 点数が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。
（1）審査項目：運用（連携コンビニ・キャッシュレス決済事業者数について）の点

数が高い者を受託候補者とする。

(2)(1) が同点の場合は、審査項目：その他（新規の取扱コンビニ・キャッシュレス決済の拡張性について）の点数が高い者を受託候補者とする。

5 企画提案者が1者のみであった場合でも審査を行い、最低基準点を適用する。